

平成 22 年 4 月 1 日 規程 第 53 号

国立研究開発法人国立がん研究センターの保有する個人情報の保護に関する規程

(目的)

- 第 1 条 この規程は、デジタル社会の進展に伴い国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「センター」という。）において個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、センターにおける個人情報等の取扱いに関する基本的事項及び行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）の提供に関する事項を定めることにより、センターの事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。
- 2 センターにおける個人情報等の取扱いについては、法令及びセンターの規程、ガイドライン、実施手順書等に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

- 第 2 条 この規程における用語の意義については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条、第 16 条及び第 60 条及び当該各号に定めるところによる。
- 一 部局等 国立研究開発法人国立がん研究センター組織規程（平成 22 年規程第 2 号。以下「組織規程」という。）第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項、第 10 条の 3 第 1 項、第 10 条の 4 第 1 項、第 10 条の 5 第 1 項、第 10 条の 6 第 1 項、第 10 条の 7 第 1 項、第 10 条の 8 第 1 項、第 10 条の 9 第 1 項及び第 11 条の規定に基づき置かれる組織をいう。
- 二 部等 組織規程第 10 条の 2 第 4 項、第 10 条の 3 第 3 項、第 10 条の 4 第 3 項、第 13 条第 1 項、第 71 条の 3、第 72 条の 2、第 73 条第 1 項、同第 2 項、同第 3 項、第 156 条の 2、第 157 条第 1 項、同第 2 項、同第 3 項、同第 5 の 2 項、第 242 条、第 287 条、第 296 条、第 304 条及び第 309 条の規定に基づき置かれる組織をいう。
- 三 事務部門 組織規程第 11 条第 1 項に定める組織のうち、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部、図書館及び事務部をいう。

(総括個人情報保護管理者)

- 第 3 条 センターに総括個人情報保護管理者を置くこととし、理事長をもって充てる。
- 2 総括個人情報保護管理者は、センターにおける個人情報の管理に関する事務を総括する。
- 3 理事長特任補佐は、センターにおける副総括個人情報保護管理者として理事長を補佐する。
- 4 総括個人情報保護管理者は、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者に対し、課室等の現場における個人情報の適切な管理のための教育研修を実施する。

(個人情報保護管理者)

- 第 4 条 保有個人情報等の管理を適切に行うため、部局等に個人情報保護管理者を置き、部局等の長をもって充てる。なお、中央病院の事務部門については統括事務部長及び東病院の事務部門については副統括事務部長をもって充てる。
- 2 部局等の個人情報保護管理者は、部局等における保有個人情報等の管理に関する事務

をつかさどる。

- 3 保有個人情報等を取り扱う部等の長は、個人情報保護管理者として、各部等における個人情報等の適切な管理を確保する。
- 4 なお、当該保有個人情報を情報システムで取り扱う場合には、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

(個人情報保護担当者)

第5条 センターに総括個人情報保護担当者を置き、築地キャンパスについては統括事務部長、柏キャンパスについては副統括事務部長をもって充てる。

- 2 総括個人情報保護担当者は、副総括個人情報保護管理者を補佐し、センターにおける保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。
- 3 部局等の個人情報保護管理者は、部局等の職員のうちから主任個人情報保護担当者を指名し、部局等において個人情報保護管理者が処理することとされた事務を行わせることができる。なお、統括事務部長及び副統括事務部長が指名する主任個人情報保護担当者は、総括個人情報保護担当者を兼務することができる。
- 4 部等の個人情報保護管理者は、当該部等の職員のうちから個人情報保護担当者を指名することができる。個人情報保護担当者は部等の個人情報保護管理者を補佐し、保有個人情報等を管理する事務を担当する。

第6条 削除

第7条 削除

(監査責任者)

第8条 センターに監査責任者を置き、監査室長をもって充てる。

- 2 監査責任者は、センターにおける保有個人情報の管理の状況を監査する事務を担当する。

(個人情報管理委員会)

第9条 総括個人情報保護管理者は、センターにおける個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡調整等を行うため、必要があると認めるときは、個人情報管理委員会（以下「委員会」という。）を設け、定期（少なくとも年2回以上）又は随時に開催するものとする。

- 2 委員長は、総括個人情報保護管理者とする。
- 3 委員は、個人情報保護管理者及び主任個人情報保護担当者のうち、総括個人情報保護管理者が必要と認める者とする。
- 4 委員会の庶務は、総務部総務課において行う。ただし、電磁的に保管された個人情報保護については、情報システム管理課において、情報セキュリティ対策と一体的に行う。
- 5 前各項に規定するほか、委員会に関し必要な事項は、総括個人情報保護管理者が別に定める。

(教育研修)

第10条 総括個人情報保護管理者及び部局等の個人情報保護管理者は、個人情報等の取扱いに従事するセンターの役員及び職員（以下「役職員」という。）、委託職員及び派遣職員に対し、個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

- 2 総括個人情報保護管理者及び部局等の個人情報保護管理者は、個人情報等を取り扱う情

報システムの管理に関する事務に従事する役職員に対し、個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

- 3 部等の個人情報保護管理者は、当該部等の職員に対し、個人情報等の適切な管理のために、総括個人情報保護管理者及び部局等の個人情報保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

(役職員の責務)

第 1 1 条 役職員は、関連する法令、この規程その他の規程等の定め並びに総括個人情報保護管理者、副総括個人情報保護管理者、総括個人情報保護担当者、個人情報保護管理者、主任個人情報保護担当者及び個人情報保護担当者の指示に従い、個人情報等を取り扱うものとする。

- 2 役職員は、業務として個人情報等の保有を新たに開始しようとするときは、個人情報保護法第 7 4 条第 1 項第 3 号から第 7 号までに掲げる事項及び当該個人情報等の管理方法について、あらかじめ個人情報保護担当者を通じて部局等の個人情報保護管理者の承認を得るものとする。ただし、緊急の必要があり、あらかじめ承認を得ることができない場合を除く。
- 3 前項ただし書に該当する場合は、事後に個人情報保護担当者を通じて部局等の個人情報保護管理者の承認を得るものとする。
- 4 前 2 項の規定は、前 2 項の規定により承認を得た事項を変更する場合に準用する。

(個人情報の保有の制限等)

第 1 2 条 役職員は、個人情報等を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定するものとする。

- 2 役職員は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 役職員は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第 1 3 条 役職員は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報等を取得するときは、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
- 2 総括個人情報管理者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、様式 3 により本人に通知し又は公表しなければならない。

(利用目的による制限)

第 1 3 条の 2 役職員は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定され

た利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 役職員は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 五 当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
 - 六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（不適正な利用の禁止）

第14条 役職員は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第15条 役職員は、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得してはならない。

- 2 役職員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報取得してはならない。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 五 当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
 - 六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
 - 七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情

報保護法第 58 条第 2 項各号に掲げる者その他個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護施行規則第 3 号。以下「個人情報保護施行規則」という。）第 6 条で定める者により公開されている場合

八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「個人情報保護施行令」という。）第 9 条で定める場合

（取得に際しての利用目的の通知等）

第 16 条 役職員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

2 役職員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 役職員は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前 3 項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（データ内容の正確性の確保等）

第 17 条 役職員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めるものとする。

（安全管理措置）

第 18 条 役職員は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第 18 条の 2 部局等の個人情報保護管理者は、第 13 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（役職員の監督）

第 19 条 部局等の個人情報保護管理者は、その役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該役職員に対する必要かつ適

切な監督を行うものとする。

(委託先の監督)

第 19 条の 2 役職員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(漏えい等の報告等)

第 19 条の 3 総括個人情報保護担当者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護施行規則第 7 条で定めるものが生じたときは、個人情報保護施行規則第 8 条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会及び必要に応じて関係する行政機関へ報告するものとする。ただし、センターが、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護施行規則第 9 条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、部局等の個人情報保護管理者（同項ただし書の規定による通知をした場合を除く。）は、本人に対し、個人情報保護施行規則第 10 条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知するものとする。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(第三者提供の制限)

第 19 条の 4 役職員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2 部局等の個人情報保護管理者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護施行規則第 11 条で定めると

ころにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第 15 条第 1 項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

- 一 第三者への提供を行う場合において、センターの名称及び住所並びに代表者（以下この条、第 19 条の 7 第 1 項第 1 号において同じ。）の氏名
 - 二 第三者への提供の利用目的（利用目的が具体的に分かる内容とすること。）
 - 三 第三者に提供される個人データの項目（具体的に列挙すること。）
 - 四 第三者に提供される個人データの取得の方法
 - 五 第三者への提供の方法
 - 六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する旨
 - 七 本人の求めを受け付ける方法（例：郵送、メール送信、ホームページ上の指定フォームへの入力 等）
 - 八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして次に掲げる事項
 - イ 第三者に提供される個人データの更新の方法
 - ロ 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日
- 3 部局等の個人情報保護管理者は、前項第 1 号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第 3 号から第 5 号まで、第 7 号又は第 8 号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護施行規則第 11 条で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出るものとする。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 センターが利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って委託先に当該個人データが提供される場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って事業の承継先へ個人データが提供される場合
 - 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 部局等の個人情報保護管理者は、前項第 3 号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

（外国にある第三者への提供の制限）

第 19 条の 5 部局等の個人情報保護管理者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第 19 条の 8 第 1 項第 2 号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護施行規則第 15 条で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてセンターが講ずべき

こととされている措置に相当する措置（第3項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護施行規則第16条で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得るものとする。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

- 2 部局等の個人情報保護管理者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護施行規則第17条で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供するものとする。
- 3 部局等の個人情報保護管理者は、個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護施行規則第18条で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供するものとする。

（第三者提供に係る記録の作成等）

第19条の6 部局等の個人情報保護管理者は、個人データを第三者（個人情報保護法第16条第2項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第19条の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、個人情報保護施行規則第19条で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護施行規則第20条で定める事項に関する記録を作成するものとする。ただし、当該個人データの提供が第19条の4第1項各号又は第4項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあっては、第19条の4第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

- 2 部局等の個人情報保護管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護施行規則第21条で定める期間保存するものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第19条の7 部局等の個人情報保護管理者は、第三者に個人関連情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第19条の8 部局等の個人情報保護管理者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護施行規則第22条で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行うものとする。ただし、当該個人データの提供が第19条の4第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 部局等の個人情報保護管理者は、前項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護施行規則第23条で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護施行規則第24条で定める事項に関する記録を作成するものとする。
- 3 部局等の個人情報保護管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報

保護施行規則第 25 条で定める期間保存するものとする。

(個人関連情報の第三者提供の制限等) —

第 19 条の 9 部局等の個人情報保護管理者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第 19 条の 4 第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護施行規則第 26 条で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- 一 当該第三者がセンターから個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
 - 二 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護施行規則第 17 条第 1 項及び第 2 項で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- 2 第 19 条の 5 第 3 項の規定は、前項の規定により役職員が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第 3 項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。
- 3 前条第 2 項及び第 3 項までの規定は、第 1 項の規定により役職員が確認する場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(仮名加工情報の作成等)

第 19 条の 10 役職員は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護施行規則第 31 条で定める基準に従い、個人情報を加工するものとする。

- 2 部局等の個人情報保護管理者は、管下の役職員が仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第 3 項において読み替えて準用する第 7 項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護施行規則第 32 条で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じるものとする。
- 3 役職員は、第 13 条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第 12 条第 1 項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報についての第 16 条の規定の適用については、同条第 1 項及び第 3 項中「、本人に通知し、又は公表」とあるのは「公表」と、同条第 4 項第 1 号から第 3 号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 5 役職員は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めるものとする。
- 6 役職員は、第 19 条の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 19 条の 5 第 1 項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第 19 条の 4 第 4 項中「前各項」とあるのは「第 19 条の 9 第 6 項」と、同項第 3 号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態

に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」とあるのは「公表する」と、第19条の6第1項ただし書中「第19条の4第1項各号又は第4項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあっては、第19条の4第1項各号のいずれか）」とあり、及び第19条の8第1項ただし書中「第19条の4第1項各号又は第4項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第19条の4第4項各号のいずれか」とする。

- 7 役職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 役職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護施行規則第33条で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第12条第2項及び第19条の3までの規定は、適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

- 第19条の11 役職員は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第3項において同じ。）を第三者に提供してはならない。
- 2 第19条の4第4項及び第5項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第4項中「前各項」とあるのは「第19条の11第1項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」とあるのは「公表する」と読み替えるものとする。
 - 3 第18条から第19条の2まで、第56条並びに前条第7項及び第8項の規定は、仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第18条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第7項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

（個人情報の提供に係る措置等）

- 第19条の12 部局等の個人情報保護管理者は、個人情報保護法の規定に基づき行政機関等以外の者に個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。
- 2 部局等の個人情報保護管理者は、前項に規定する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講じるものとする。
 - 3 部局等の個人情報保護管理者は、個人情報保護法の規定に基づき行政機関等に個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講じるものとする。

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

- 第19条の13 部局等の個人情報保護管理者が個人情報ファイルを保有しようとするときは、総括個人情報保護管理者は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げ

- る事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 一 個人情報ファイルの名称
 - 二 センターの名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - 三 個人情報ファイルの利用目的
 - 四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）
 - 五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法
 - 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - 七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - 八 次条第 3 項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第 5 号若しくは第 4 号に掲げる事項を次条第 1 項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
 - 九 個人情報保護法第 76 条第 1 項、第 90 条第 1 項又は第 98 条第 1 項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - 十 個人情報保護法第 90 条第 1 項ただし書又は第 98 条第 1 項ただし書に該当するときは、その旨
 - 十一 その他政令で定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- 一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
 - 二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
 - 三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - 四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - 五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - 六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - 七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - 八 役職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - 九 本人の数が政令で定める千人に満たない個人情報ファイル
 - 十 第 3 号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
 - 十一 個人情報保護法第 60 条第 2 項第 2 号に係る個人情報ファイル
- 3 総括個人情報保護管理者は、第 1 項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、センターがその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第 9 号に該

当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第20条 部局等の個人情報保護管理者は、個人情報保護施行令第20条第1項から第5項で定めるところにより、保有している個人情報ファイルについて、それぞれ個人情報保護法第74条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他個人情報保護施行令第20条第6項で定める事項を記載した帳簿（以下、「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、総括個人情報保護管理者に送付するとともに公表するものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- 一 個人情報保護法第74条第2項第1号から第10号までに掲げる個人情報ファイル
- 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- 三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして個人情報保護施行令第20条第7項で定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、部局等の個人情報保護管理者は、記録項目の一部若しくは個人情報保護法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

4 部局等の個人情報保護管理者は、個人情報ファイル（第2項各号に掲げるもの及び第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成するものとする。

5 部局等の個人情報保護管理者は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正するものとする。

6 部局等の個人情報保護管理者は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが個人情報保護法第74条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除するものとする。

7 部局等の個人情報保護管理者は、前2項の規定により個人情報ファイル簿を修正又は削除した場合、その旨を総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

第21条 削除

(個人情報ファイル管理簿の作成)

第22条 部局等の個人情報保護管理者は、個人情報を含む文書ファイルについて、それぞれ次の各号に掲げる事項を記載した様式2に定める帳簿（以下、「個人情報ファイル管理簿」という。）を作成するものとする。

- 一 個人情報ファイルの名称、当該個人情報ファイルの名称を利用する事務を所掌する課室等の名称並びに当該個人情報ファイルの名称の管理責任者、記録媒体の種別及び保管場所
- 二 個人情報等の利用目的
- 三 個人情報ファイルに記録される項目及び個人の範囲
- 四 個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法

- 五 個人情報ファイルに記録される個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- 六 当該個人情報ファイルに関して講じている安全管理措置
- 七 個人情報をセンター以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- 八 当該個人情報ファイルを廃棄する際の廃棄方法
- 九 その他必要と認められる事項

(開示、訂正及び利用停止)

第 2 3 条 センターに対しセンターの保有する自己を本人とする個人情報の開示、訂正又は利用停止を請求する手続、当該手続を受けてセンターが行う手続等については、開示等規程の定めるところによる。

(アクセス制限)

第 2 4 条 部局等の個人情報保護管理者は、個人情報等の秘匿性等の内容に応じて、当該個人情報にアクセスする権限を有する役職員とその権限の内容を、当該役職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

- 2 アクセス権限を有しない役職員は、個人情報等にアクセスしてはならない。
- 3 アクセス権限を有する役職員であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報等にアクセスしてはならない。

(外部電磁的記録媒体の取扱い)

第 2 5 条 情報統括センターの個人情報保護管理者は、業務上個人情報等を外部電磁的記録媒体に保存することについて必要があると認めたときは、原則として、外部電磁的記録媒体を貸与することとする。

- 2 情報統括センターの個人情報保護管理者は、前項の貸与を行うために新たに外部電磁的記録媒体を購入する場合は、主体認証機能及びハードウェア暗号化機能を有するものを購入することとする。
- 3 役職員は、センターの所有する外部電磁的記録媒体を使用し、個人情報等を当該外部電磁的記録媒体に保存しようとする場合は、別に定める様式により情報統括センターの個人情報保護管理者に提出し、その許可を受けなければならない。
- 4 情報統括センターの個人情報保護管理者は、前項の申請があった場合は、その必要性を確認した上で許可を行うこととする。
- 5 情報統括センターの個人情報保護管理者は、管理簿を作成し、第 1 項の規定により貸与又は前項の規定により使用許可した外部電磁的記録媒体の使用状況を適切に管理する。
- 6 部局等の個人情報保護管理者は、情報統括センターの個人情報保護管理者の指示に従い、個人情報等を保存する外部電磁的記録媒体の使用状況について、定期的に情報統括センターの個人情報保護管理者へ報告するものとする。
- 7 役職員は、個人情報等を外部電磁的記録媒体に保存する場合は、ストラップを取り付ける等その亡失を防ぐために努めるものとする。
- 8 役職員は、貸与された外部電磁的記録媒体を使用しなくなったときは、保存されている情報を削除した上で、速やかに情報統括センターの個人情報保護管理者に返却するものとする。

(外部への持出し等の制限)

第 2 6 条 役職員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合であって、事前に部局等の個人情報保護管理者の許可を受けたときはこの

限りでない。

- 一 個人情報の外部への送信
 - 二 個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
 - 三 その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為
- 2 部局等の個人情報保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、個人情報等の複製を行うことができる場合を限定し、役職員は、部局等の個人情報保護管理者の指示に従い、当該行為を行うものとする。

(誤りの訂正等)

第 27 条 役職員は、個人情報等の内容（事実であるものに限る。）に誤り等を発見した場合には、部局等の個人情報保護管理者の指示に従い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正（追加又は削除を含む。）を行うものとする。

(媒体の管理等)

第 28 条 役職員は、部局等の個人情報保護管理者の指示に従い、個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

(廃棄等)

第 29 条 役職員は、個人情報等又は個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、部局等の個人情報保護管理者、総括個人情報保護管理者又は主任個人情報担当者の指示に従い、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

(廃棄等の業務の委託等)

第 30 条 役職員は前条の規定における廃棄等を外部に委託する場合は、委託事業者との間に機密保持契約を締結するとともに、データ消去の証明書を取得する等、漏洩防止に必要な措置を講じるものとする。

(情報システムにおける安全の確保等)

第 31 条 情報システムにおける個人情報等の安全の確保等については、この規程で定めるもののほか、国立研究開発法人国立がん研究センター情報セキュリティ規程（平成 26 年規程第 45 号）の定めるところによる。

(アクセス制御)

- 第 32 条 部局等の個人情報保護管理者は、情報システムにより取り扱う個人情報等（以下次条から第 46 条まで（第 44 条を除く。））については、パスワード、IC カード、生体情報等（以下「パスワード等」という。）を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じるものとする。
- 2 部局等の個人情報保護管理者は、前項の措置を講じる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じるものとする。

(アクセス記録)

第 33 条 部局等の個人情報保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講

じるものとする。

- 2 部局等の個人情報保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講じるものとする。

(アクセス状況の監視)

第34条 部局等の個人情報保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該個人情報への不適切なアクセスの監視のため、個人情報等を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講じるものとする。

(管理者権限の設定)

第35条 部局等の個人情報保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講じるものとする。

(外部からの不正アクセスの防止)

第36条 部局等の個人情報保護管理者は、個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講じるものとする。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第37条 部局等の個人情報保護管理者は、不正プログラムによる個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講じるものとする。

(情報システムにおける個人情報の処理)

第38条 役職員は、個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。部局等の個人情報保護管理者は、当該個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

(暗号化)

第39条 部局等の個人情報保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講じるものとする。役職員は、これを踏まえ、その処理する個人情報等について、当該個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

(外部電磁的記録媒体の接続制限)

第40条 部局等の個人情報保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止のため、外部電磁的記録媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講じるものとする。

(情報システム端末等の限定)

第41条 部局等の個人情報保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う情報システム端末等を限定するものとする。

(情報システム端末等の盗難防止等)

第 4 2 条 部局等の個人情報保護管理者は、外部電磁的記録媒体及び情報システム端末等(以下「端末等」という。)の盗難又は紛失の防止のため、情報システム端末等の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講じるものとする。

(第三者の閲覧防止)

第 4 3 条 役職員は、情報システム端末等の使用に当たっては、個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講じるものとする。

(入力情報の照合等)

第 4 4 条 役職員は、個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人情報等の内容の確認、既存の個人情報等との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第 4 5 条 役職員は、個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管を行うものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第 4 6 条 部局等の個人情報保護管理者は、個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講じるものとする。

(入退管理)

第 4 7 条 部局等の個人情報保護管理者は、個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域(以下「情報システム室等」という。)に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者について識別できるようにすること、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講じるものとする。また、個人情報を記録する媒体を保管するための施設(以下「保管施設」という。)を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講じるものとする。

- 2 部局等の個人情報保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口を特定して入退の管理を容易にすることや所在表示の制限等の措置を講じるものとする。
- 3 部局等の個人情報保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じるものとする。

(情報システム等の管理)

第 4 8 条 部局等の個人情報保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講じるものとする。

- 2 部局等の個人情報保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講じるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講じるものとする。

第 49 条 削除

(業務の委託等)

第 50 条 役職員は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定してはならない。

- 2 役職員は、前項の場合においては、契約書に、次に掲げる事項並びに規程及びその他のセンターにおける個人情報の取扱いに関する取り決めに遵守する旨を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。
 - 一 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
 - 二 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
 - 三 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - 四 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - 五 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - 六 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- 3 個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年 1 回以上の定期的検査等により確認する。
- 4 委託先において、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第 2 項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施する。個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 5 役職員は、個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(安全確保上の問題への対応)

- 第 51 条 役職員は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合、及び事務取扱担当者が取扱規程等に違反している事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合、その事案等を認識した役職員は、直ちに当該個人情報を管理する部局等の主任個人情報保護担当者及び個人情報保護管理者に報告するものとする。この場合において、職員は、時間を要する事実確認を行う前にまず部局等の個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 2 前項の報告を受けた部局等の個人情報保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講じるものとする。
 - 3 第 1 項の報告を受けた部局等の主任個人情報保護担当者又は個人情報保護管理者は、様式 4 により直ちに総括個人情報保護担当者又は総括個人情報保護管理者に報告し、その後事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、判明次第追加して様式 5 により報告するものとする。
 - 4 部局等の個人情報保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を速やかに講じなければならない。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等の LAN ケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員に行わせることを含む。）ものとする。
 - 5 総括個人情報保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、厚生労働省に対し、速やかに情報提供を行う。
 - 6 部局等の個人情報保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要

な措置を講じるものとする。

(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)

第 5 1 条の 2 役職員は、第 5 1 条の 2 から第 5 1 条の 1 6 までの規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下第 5 1 条の 2 から第 5 1 条の 1 6 までにおいて同じ。）を作成することができる。

2 役職員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

一 法令に基づく場合（第 5 0 条から第 5 0 条の 1 5 の規定に従う場合を含む。）

二 個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

3 役職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（ただし、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第 5 1 条の 3 部局等の個人情報保護管理者は、当該部局で保有している個人情報ファイルが個人情報保護法第 6 0 条第 3 項のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載するものとする。この場合における当該個人情報ファイルについての第 2 0 条第 1 項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる事項」とあるのは、「次の各号に掲げる事項及び第 5 1 条の 3 各号に掲げる事項」とする。

一 第 5 1 条の 5 第 1 項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

二 第 5 1 条の 5 第 1 項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(提案の募集)

第 5 1 条の 4 理事長は、個人情報保護施行規則第 5 3 条で定めるところにより、定期的に、センターが保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第 1 号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下第 5 1 条の 2 から第 5 1 条の 1 6 までにおいて同じ。）について、次条第 1 項の提案を募集するものとする。

(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第 5 1 条の 5 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、当該行政機関等匿名加工情報を保有するセンターに対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式をセンターに提出しなければならない。代理人によって提案をする場合にあっては、別に定める様式に当該代理人の権限を証する書面を添え行うものとする。

一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

二 提案に係る個人情報ファイルの名称

三 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数

四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第 5 1 条の 1 0 第 1 項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項

五 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿

名加工情報がその用に供される事業の内容

- 六 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
 - 七 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
 - 八 提案に係る行政機関等匿名加工情報に関して希望する提供の方法
- 3 前項の別に定める様式には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（別に定める様式（第51条の12第2項で準用する場合を含む。））
 - 二 前項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面
- 4 前項の規定は、代理人によって第1項の提案をする場合に準用する。この場合において、個人情報保護施行規則第54条第4項第1号から第3号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。
- 5 部局等の個人情報保護管理者は、第2項の規定により提出された書面又は第3項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、第1項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めるものとする。

（欠格事由）

- 第51条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。
- 一 未成年者
 - 二 心身の故障により前条第1項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護施行規則第55条で定めるもの
 - 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 四 禁錮以上の刑に処せられ、又は個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - 五 第51条の14の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
 - 六 法人その他の団体であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

（提案の審査等）

- 第51条の7 部局等の個人情報保護管理者は、第51条の5第1項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを担当の役職員に審査させるものとする。
- 一 第51条の5第1項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
 - 二 第51条の5第2項第3号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護施行規則第56条で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する個人情報の本人の数以下であること。
 - 三 第51条の5第2項第3号及び第4号に掲げる事項により特定される加工の方法が第51条の10第1項の基準に適合するものであること。
 - 四 第51条の5第2項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
 - 五 第51条の5第2項第6号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点

からみて同項第 5 号の事業並びに同号の提案に係る個人情報保護施行規則第 5 7 条で定める期間を超えないものであること。

六 第 5 1 条の 5 第 2 項第 5 号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第 7 号の措置が当該独立行政法人等非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護施行規則第 5 8 条で定める基準に適合するものであること。

2 部局等の個人情報保護管理者は、前項の規定により審査した結果、第 5 1 条の 5 第 1 項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、別に定める様式（第 5 1 条の 1 2 第 2 項で準用する場合を含む。）により作成した第 5 1 条の 9 の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類及び当該契約の締結に関する書類を添えて別に定める様式の通知書により当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 第 5 1 条の 9 の規定によりセンターとの間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

3 部局等の個人情報保護管理者は、第 1 項の規定により審査した結果、第 5 1 条の 5 第 1 項の提案が第 1 項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、別に定める様式により、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

第 5 1 条の 8 削除

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結）

第 5 1 条の 9 第 5 1 条の 7 第 2 項の規定による通知を受けた者は、第 5 1 条の 7 第 2 項の書類を提出することにより、センターとの間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

（行政機関等匿名加工情報の作成等）

第 5 1 条の 1 0 部局等の個人情報保護管理者は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、担当する役職員に特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる個人情報等を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護施行規則第 5 8 条で定める基準に従い、当該個人情報等を加工させるものとする。

2 前項の規定は、センターから行政機関等匿名加工情報の作成の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第 5 1 条の 1 1 部局等の個人情報保護管理者は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた個人情報等を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載するものとする。この場合における当該個人情報ファイルについての第 5 1 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 2 0 条第 1 項の規定の適用については、同項中「及び第 5 1 条の 3 各号」とあるのは、「並びに第 5 1 条の 3 各号及び第 5 1 条の 1 1 各号」とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護施行規則第 6 3 条で定める事項
- 二 次条第 1 項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- 三 次条第 1 項の提案をすることができる期間

（作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等）

第 5 1 条の 1 2 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第 1 号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供する行政機関等匿名加工情報取扱事業者になろうとする者は、センターに対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第 5 1 条の 9 の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 第 5 1 条の 5 第 2 項から第 5 項まで、第 5 1 条の 6、第 5 1 条の 7 及び第 5 1 条の 9 の規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第 5 1 条の 5 第 2 項中「次に」とあるのは「第 1 号及び第 4 号から第 8 号までに」と、同項第 4 号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第 5 1 条の 1 0 第 1 項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、第 5 1 条の 7 第 1 項中「次に」とあるのは「第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに」と、同条第 2 項中「前項各号」とあるのは「前項第 1 号及び第 4 号から第 7 号まで」と、同条第 3 項中「第 1 項各号」とあるのは「第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号まで」と読み替えるものとする。

(手数料)

第 5 1 条の 1 3 第 5 1 条の 9 の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、個人情報保護施行令第 2 9 条第 1 項で定める額の手数料を納めなければならない。

- 2 前条第 2 項において準用する第 5 0 条の 7 の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、個人情報保護施行令第 2 9 条第 2 項で定める額の手数料を納めなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第 5 1 条の 1 4 センターは、第 5 1 条の 9 の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- 一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき
- 二 第 5 1 条の 6 各号（第 5 1 条の 1 2 第 2 項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき
- 三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき

(識別行為の禁止等)

第 5 1 条の 1 5 役職員は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 部局等の個人情報保護管理者は、行政機関等匿名加工情報、第 5 1 条の 2 第 3 項に規定する削除情報及び第 5 1 条の 1 0 第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護施行規則第 6 5 条で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。
- 3 役職員は、前 2 項の規定において、センターから行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用させるものとする。

(役職員の義務)

第 5 1 条の 1 6 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する役職員若しくは役職員で

あった者、前条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又はセンターにおいて行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第51条の17 部局等の個人情報保護管理者は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護施行規則第66条で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示するものとする。

2 役職員は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは個人情報保護法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

3 部局等の個人情報保護管理者は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護施行規則第67条で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

4 役職員は、前2項の規定において、センターから匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用させるものとする。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第51条の18 保護管理者は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第51条の5第1項若しくは第51条の12第1項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、センターが保有する個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

(監査)

第52条 監査責任者は、個人情報の適切な管理を検証するため、第3条から前条までに規定する措置の状況を含むセンターにおける個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第53条 部局等の個人情報保護管理者は、自ら管理責任を有する個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第54条 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報の適切な管理のための措置について、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じるものとする。

(行政機関との連携)

第 5 5 条 センターは、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成 1 6 年 4 月 2 日閣議決定)の 4 を踏まえ、センターを所管する厚生労働省と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行う。

(苦情処理)

第 5 6 条 部局等の個人情報保護管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(個人情報保護窓口)

第 5 7 条 センターに個人情報等の保護及び開示等に関する窓口として個人情報保護窓口を設置するものとする。

2 個人情報保護窓口は、国立研究開発法人国立がん研究センター情報公開手続規程(平成 2 2 年規程第 4 9 号)第 1 5 条に規定する情報公開窓口が兼ねるものとする。ただし、総括個人情報保護管理者が別に定める場合は、この限りでない。

(学術研究機関等の責務)

第 5 8 条 センターは、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(雑則)

第 5 9 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施において必要な事項(第 5 1 条の 5 から第 5 1 条の 1 2 の様式を含む。)は、別に定める。

附 則 (平成 3 1 年規程第 3 号)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 3 1 年 1 月 7 日から施行する。

(管理要領の廃止)

第 2 条 本規程の改正に伴い、「国立研究開発法人国立がん研究センター個人情報及び特定個人情報管理要領(平成 2 7 年 4 月 1 日要領第 3 3 号)」については廃止する。

附 則 (令和 5 年規程第 4 2 号)

(施行期日)

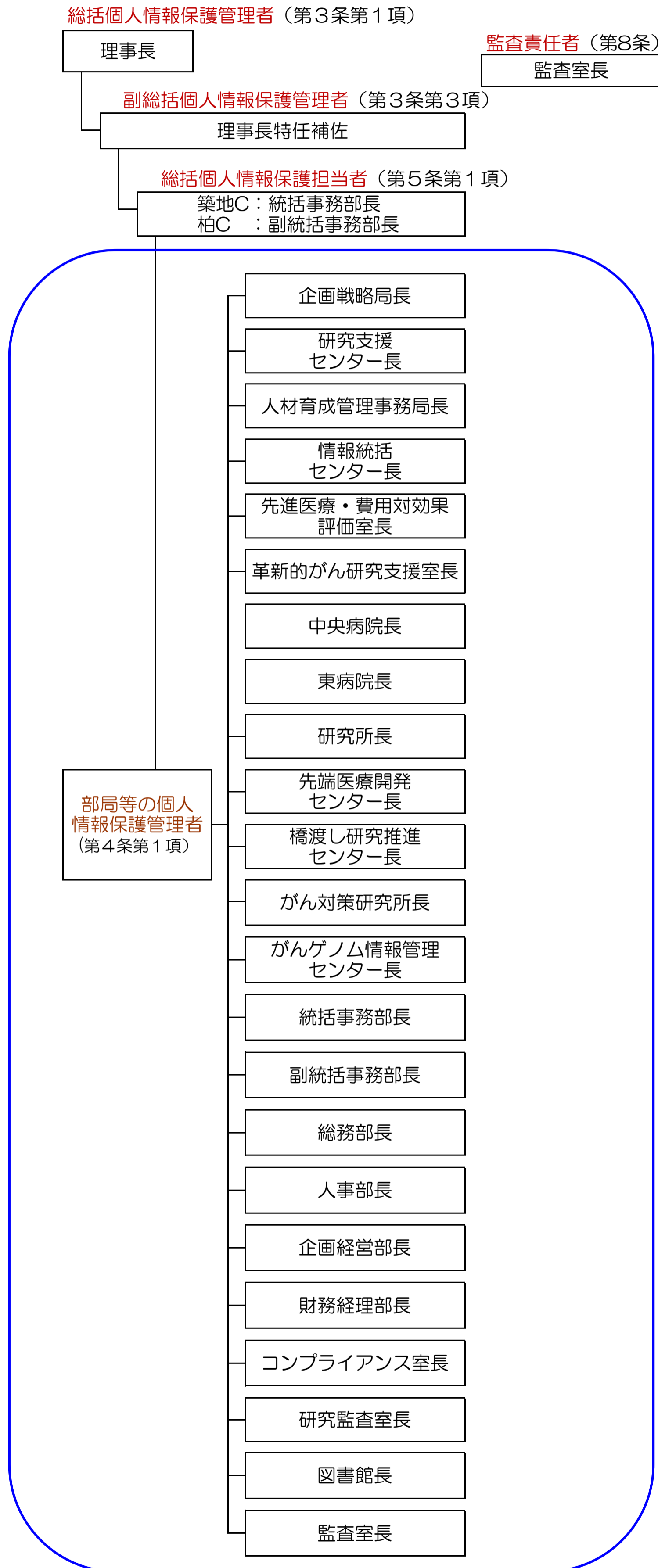
この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日に遡って適用する。

附 則 (令和 6 年規程第 5 9 号)

(施行期日)

この規程は、令和 6 年 1 2 月 4 日から施行する。

国立がん研究センター 個人情報保護規程 体制図



※特定個人情報の管理者：総括特定個人情報保護責任者（人事課長）（特定個人情報規程第5条第1項）

様式 1 (第 20 条関係)

個人情報ファイル簿

個人情報ファイル簿の各項目		
行政機関の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 2 条第 4 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 2 条第 4 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 4 条第 3 号に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

令第21条7項に該当するファイル	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備 考	

個人情報ファイル簿の記載要領

「個人情報ファイル簿」については、以下のように記載するものとする。

1 個人情報ファイルの名称

当該ファイルが利用に供される事務が具体的に明らかになるような名称を記載する。

(例) ○○管理者ファイル、○○受給権者ファイル 等

2 独立行政法人等の名称

当該ファイルを保有している独立行政法人等の名称を記載する。

3 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

当該ファイルを利用する事務を所掌する課室等の名称を記載する。

(例) ○○局○○課○○室

4 個人情報ファイルの利用目的

当該ファイルがどのような事務に利用されるのか国民が具体的に認識できるよう、利用目的をできる限り特定して、分かりやすい表現で記載する。

(例) ○○審査事務における本人の資格審査のために利用する。

5 記録項目

当該ファイルに記録される項目を分かりやすい表現で具体的に記載する。

また、各記録項目に順に番号を付すとともに、各記録項目の間を「、」で区切る。

(例) 1 氏名、2 住所、3 性別、4 免許番号、5 発給額・・・

6 記録範囲

保有個人情報の本人として当該ファイルに記録される個人の範囲を分かりやすい表現で具体的に記載する。

保有個人情報の本人として記録される個人の種類が複数ある場合には、全てを列挙する。

(例) ○○申請書を提出した者(平成△△年度以降)

7 記録情報の収集方法

保有個人情報の収集の相手方及び手段を分かりやすい表現で記載する。ただし、法第11条第3項の規定により個人情報ファイル簿に不記載とするものは、本欄には記載しない。

8 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

記録情報に法第2条第4項の要配慮個人情報が含まれる場合には「含む」と記載し、含まない場合には「含まない」と記載する。

9 記録情報の経常的提供先

記録情報を経常的に提供する相手方の名称を記載する。ただし、法第11条第3項の規定により個人情報ファイル簿に不記載とするものは、本欄には記載しない。

10 開示等請求を受理する組織の名称及び所在地

開示請求、訂正請求及び利用停止請求を受理する課室等の名称及び所在地を記載する。複数ある場合には列挙する。

(例) (名称) ○○省△△局××課

(所在地) 〒100-89XX 東京都千代田区霞が関1-2-3

ただし、個別の法令の規定により開示請求等ができることとされており、法第4章の適用を除外されているものについては、「別途、個別法に基づき開示請求等ができますので、詳しくは、所管部署にお問合せください。」と記載する。

11 訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等

訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、①該当する記録項目に付した番号及び②当該法令の条項(法令番号を含む。)を記載する。

(例) 2、4及び5の各記録項目の内容については、△△法(平成××年法律第○○号)第△条第□号に基づき訂正請求ができる。

12 個人情報ファイルの種別及び令第4条第3号に該当するファイルの有無

個人情報ファイルの種別の欄は、該当する口にレ点を記入すること。

また、本票が法第2条第4項第1号に係るファイル(電算処理ファイル)である場合、当該ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内である同項第2号に係るファイル(マニュアル処理ファイル)の有無について、該当する口にレ点を記入すること。(電子媒体と同内容の紙媒体も登録する場合)

13 独立行政法人等非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

法第2条第9項各号のいずれにも該当し、独立行政法人等非識別情報の提案募集の対象となる個人情報ファイルについては「該当」と記載し、提案募集の対象とならない場合には「非該当」と記載する。

14 独立行政法人等非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地

13に「該当」と記載した場合には、独立行政法人等非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地を記載し、「非該当」と記載した場合には「-」を記載する。

(例) (名称) ○○省△△局××課

(所在地) 〒100-89XX 東京都千代田区霞が関1-2-3

15 個人情報ファイルが第2条第9項第2号口に該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨

13に「該当」と記載した場合であって、独立行政法人等非識別加工情報の提案募集の対象となる個人情報ファイルが、法第2条第9項第2号口に該当する場合には「有」と記載し、同号に該当しない場合には、「無」と記載する。13に「非該当」と記載した場合には「-」を記載する。

16 独立行政法人等非識別加工情報の概要

提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を作成した場合には、独立行政法人等非識別加工情報の本人の数及び独立行政法人等非識別加工情報に含まれる情報の項目(記録項目及び情報の粒度(住所であれば都道府県単位等))記載する。作成した独立行政法人等非識別加工情報がない場合は「-」を記載する。

(例) 本人の数: 1万人、情報の項目: 氏名(削除)、住所(都道府県単位に置換え)、生年月日(生

年月に置換え)、性別(男女の別)

17 作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地

16に独立行政法人等非識別加工情報の概要を記載した場合には、独立行政法人等非識別加工情報の提案を受け付ける組織の名称及び所在地を記載する。作成した独立行政法人等非識別加工情報がない場合は「―」を記載する。

(例) (名称) ○○省△△局××課

(所在地) 〒100-89XX 東京都千代田区霞が関1-2-3

18 作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案をすることができる期間

16に独立行政法人等非識別加工情報の概要を記載した場合には、当該独立行政法人等非識別加工情報に関する提案を受け付ける期間を記載する。作成した独立行政法人等非識別加工情報がない場合は「―」を記載する。

19 その他

- (1) 備考欄はその他参考となる事項を記載する。
- (2) 8及び10の事項並びに備考について、記載すべき内容がない場合は、「―」を記載する。
- (3) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- (4) 各欄に記入しきれないときは、本様式の例により適宜作成した書面に記載して、当該書面を添付する。

様式3

個人情報の利用目的の 変更（追加） 通知書

当センターが保有しております個人情報の利用目的につきましては、かねてより院内掲示等でお知らせしておりますが、このたび、個人情報の利用目的を 変更（追加）する必要性が生じたのでお知らせいたします。

変更（追加）する利用目的の項目・範囲	
--------------------	--

年 月 日

国立研究開発法人国立がん研究センター
担当部署：
担当者：
TEL：

様式 4

保有個人情報事故報告書（第 1 報）

年 月 日

病院等の名称	
事故発生日	
事故発生場所 （センター内かセンター外かを記載すること。また、センター外の場合は、個人情報保護管理者等の許可の有無を記載すること。）	
漏えい等の発生者氏名及びその職名	
媒体・情報の内容 （「媒体」については、USBメモリ等外部電磁的記録媒体の場合は、パスワード、暗号化設定の有無及び個人情報保護管理者の許可の有無を記載すること。） （「情報の内容」については、何名分の何の情報かを分かる限りで記載すること。）	
事故の種類 （例）USBメモリの紛失 FAXの誤送信	
問い合わせ先	職名： 氏名： 電話： Email：

（留意事項）

- ・上記の記載事項が全て埋まらない状態であったとしても、迅速性を第一に考えて第 1 報の報告を直ちに行うようにすること。
- ・コンピューターセキュリティに関連したインシデントを確認した場合は、この様式を使用せず、直ちにNCC-CSIRT（情報システム管理課）に連絡をすること。

様式 5

保有個人情報事故報告書（第 2 報）

年 月 日

病院等の名称	
事故発生日	
事故発生場所 （センター内かセンター外かを記載すること。また、センター外の場合は、個人情報保護管理者等の許可の有無を記載すること。）	
漏えい等の発生者氏名及びその職名	
媒体・情報の内容 （「媒体」については、USBメモリ等外部電磁的記録媒体の場合は、パスワード、暗号化設定の有無及び個人情報保護管理者の許可の有無を記載すること。） （「情報の内容」については、何名分の何の情報かを分かる限りで記載すること。）	
事故の種類 （例）USBメモリの紛失 FAXの誤送信	
問い合わせ先	職名： 氏名： 電話： Email：
事故の経緯	

被害の拡大防止又は復旧のため にとった措置	
事故の原因	